

留意事項

【業務エリア・審査対象建築物等】

1. 業務エリア

宇治市内

2. 審査対象建築物等

建築物：すべての建築物

昇降機：すべての昇降機

工作物：法第 88 条第 2 項を除く工作物

【申請データの作成について】

1. 当面、添付する図面のサイズはA 2 以下としてください。
2. 原則、図面は1 ファイル1 枚とし、日本語でわかりやすいファイル名としてください。
3. 建築計画概要書は「第一面・第二面・第三面」で1 ファイルとしてください。
4. 申請データは、原則として、PDF ファイルとしてください。

※ 申請をしようとする際は事前に建築指導課（0774-20-8794）までお問い合わせください。